

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 国土審議会令の一部改正

一 土地基本方針の案及び同方針の変更の案の作成に係る国土審議会の所掌事務は、土地政策分科会が処理するものとする事。

(第二条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 国土調査法施行令の一部改正

一 主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺地域の地籍図の縮尺について、千分の一を追加するものとする事。

(第二条関係)

二 国土調査法(三及び四において「法」という。)第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県計画の記載事項について、調査地域の特性に応じた効率的な調査方法(三において「効率的調査方法」という。)の導入に関する方針を追加するものとする事。

(第七条関係)

三 法第六条の三第二項の規定による事業計画の記載事項について、導入する効率的調査方法の内容を追加するものとする事。

(第八条関係)

四 国土調査を行う者が法第十九条第五項の規定による認証の申請を行う場合の申請書の記載事項及び当該申請書に添付すべき書類を定めるものとする事。
(第十九条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとする事。

(第十七条関係)

第四 附則

この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行するものとする事。